

基安安発 0930 第 1 号

平成 27 年 9 月 30 日

都道府県労働局労働基準部

安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

(契 印 省 略)

クレーン等安全規則第 224 条の 4 第 2 項第 4 号等の規定に基づき
厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件について (留意事項)

標記取扱いについては、平成 27 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号において示したところであるが、同通達記の 3 (3) により「業務計画書に示された作業について、当該作業が終了するまでの期間に限定して免許を付与する」際に、発行された免許証備考欄に限定内容が適切に出力されるよう、免許申請処理にあたっては、機械処理手引き Part 2 免許申請処理について 2. 1-2 を参照し、下記により免許申請情報を登録された

い。

記

1 備考 (免許証裏面) 欄 (最大入力文字数全角 20 文字) に、「業務計画書に記載された作業及び期間に限る」と入力すること。

2 本籍地欄に本籍地コード「48」を入力し、国籍欄 (最大入力文字数全角 25 文字) に「国籍の名称及び業務計画書提出日」を入力すること。

(入力例) 仏国、業務計画書提出日：平成 27 年 9 月 15 日

(参考：免許書備考欄出力イメージ)

床上運転式限定 (←床上運転式限定クレーン運転士免許を付与する場合のみ出力)

業務計画書に記載された作業及び期間に限る

国籍：〇〇〇〇、業務計画書提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

基発 1001 第 8 号

平成 27 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 の 4 第 1 項に基づき、下記の機関が平成 27 年 10 月 1 日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されたので、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項及び第 75 条第 3 項の登録教習機関に周知されたい。

なお、関係の団体に対しては、別添のとおり周知、協力の要請をしたので了知されたい。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地
名称 富士通株式会社
事務所の所在地 東京都港区芝 5 丁目 35 番 2 号
- 2 指定を更新した年月日
平成 27 年 10 月 1 日

基発 1001 第 9 号

平成 27 年 10 月 1 日

別記の各団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 の 4 第 1 項に基づき、下記の機関が平成 27 年 10 月 1 日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地
名称 富士通株式会社
事務所の所在地 東京都港区芝 5 丁目 35 番 2 号
- 2 指定を更新した年月日
平成 27 年 10 月 1 日

(別記団体)

- 1 中央労働災害防止協会
- 2 建設業労働災害防止協会
- 3 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 4 林業・木材製造業労働災害防止協会
- 5 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
- 6 鉱業労働災害防止協会
- 7 社団法人日本ボイラ協会
- 8 一般社団法人日本クレーン協会
- 9 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
- 10 社団法人全国登録教習機関協会
- 11 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
- 12 全国建設労働組合総連合
- 13 社団法人日本薦工業連合会
- 14 全国火薬類保安協会
- 15 社団法人日本碎石協会
- 16 全国基礎工事業協同組合連合会